

第三十八回国会 農林水産委員会商工委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十六年五月十七日(水曜日)

午後四時十六分開議

出席委員

農林水産委員会

委員長 坂田 英一君  
理事 利恭君 理事 大野 市郎君  
理事 小山 長規君 理事 田口長治郎君  
理事 丹羽 兵助君 理事 石田 宥全君  
理事 角屋堅次郎君 理事 芳賀 貢君  
安倍晋太郎君 飯塚 定輔君  
金子 岩三君 川村善八郎君  
小枝 一雄君 田邊 國男君  
中馬 辰猪君 内藤 隆君  
中山 榮一君 野原 正勝君  
福永 一臣君 本名 武君  
松浦 東介君 森田重次郎君  
八木 敏雄君 足鹿 覺君  
片島 港君 東海林 稔君  
中澤 茂一君 檜崎弥之助君  
山田 長司君 湯山 勇君  
稻富 稜人君 玉置 一徳君

商工委員会  
委員長 中川 俊思君  
理事 内田 常雄君 理事 小川 平二君  
理事 岡本 茂君 理事 長谷川四郎君  
理事 坂川 正吾君 理事 田中 武夫君  
理事 松平 忠久君  
岡崎 英城君 小沢 辰男君  
神田 博君 龜岡 高夫君  
齋藤 憲三君 笹本 一雄君  
首藤 新八君 田中 榮一君  
田中 龍夫君 岡田 利春君  
加藤 清二君 小林 ちづ君  
多賀谷真徳君 中嶋 英夫君  
中村 重光君 渡辺 徳蔵君  
伊藤卯四郎君

出席政府委員

内閣官房長官 大平 正芳君  
農林政務次官 八田 貞義君  
農林事務官 伊東 正義君  
(農地局長)  
通商産業事務官 松尾 金蔵君  
(企業局長)  
委員外の出席者  
農林事務官 大山 一生君  
(農地局愛知用水  
水公団監理官)  
通商産業技官 藤岡 大信君  
(企業局工業用水課長)  
専門員 岩隈 博君

本日の会議に付した案件  
愛知用水公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)

〔田口(長)農林水産委員長代理 委員長席に着く〕  
○田口(長)委員長代理 これより農林水産委員会商工委員会連合審査会を開催いたします。  
農林水産委員長長の指名により、理事の私が委員長長の職務を行ないます。  
愛知用水公団法の一部を改正する法律案を議題として審査を行ないます。

愛知用水公団法の一部を改正する法律案  
愛知用水公団法の一部を改正する法律案  
愛知用水公団法(昭和三十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「木曾川水系の水資源を」を「木曾川水系及び豊川水系の水資源をそれぞれ」に改める。  
第七条を次のように改める。  
(役員)  
第七条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。  
第八条第一項中「総裁を」を「理事長」に改め、同条第二項及び第三項中「総裁を」を「副理事長」に改める。  
第九条第一項中「総裁を」を「理事長」に改め、同条第二項中「副総裁」を「副理事長」に、「総裁」を「理事長」に改める。

第十条第一項中「五年」を「三年」に改める。  
第十二条中「総裁を」を「理事長」に改める。  
第十四条及び第十五条中「総裁を」を「理事長」に、「副総裁」を「副理事長」に改める。  
第十六条中「総裁を」を「理事長」に改める。  
第十八条第一項第一号中「岐阜県」の下に「静岡県」を加え、同号の次に次のように加える。  
ハ 埋立て又は干拓  
第十八条第一項第四号中「前三号」を「第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。  
四 第一号への事業(以下「埋立干拓事業」という。)の施行によ

つて造成されるべき埋立地又は干拓地(以下「埋立干拓地」という。)の処分を行なうこと。  
第十八条の次に次の一条を加える。  
(国営土地改良事業等の承認)  
第十八条の二 愛知用水公団法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第 号)の施行の際現に国が前条第一項第一号の区域のうち豊川水系に係る区域(以下「豊川事業区域」という。)内において工事を施行している土地改良事業は、当該区域に係る事業実施計画につき第二十一条第十一項の規定による告示があつた日の翌日に公団の事業となるものとする。

2 愛知用水公団法の一部を改正する法律の施行の際現に豊川事業区域において工事を施行している土地改良事業であつて、当該区域に係る第二十条第一項の事業基本計画が定められる前に当該区域から農林大臣に当該土地改良事業を公団において実施すべき旨の申し出があり、かつ、農林大臣が当該事業を公団において実施することと適当であると認められたものは、当該区域に係る事業実施計画につき第二十一条第十一項の規定による告示のあつた日の翌日に公団の事業となるものとする。  
第十九条第一項中「前条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、「手続に従い」の下に「同第一号の区域のうち木曾川水系に係る区

域(以下「木曾川事業区域」という。))及び豊川事業区域ごと」を加え、同条第二項第三号中「所在及び面積」の下に「埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の所在及び面積」を加え、同項第四号中「現況」の下に「埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の現況」を加え、同項第五号中「開発計画」の下に「埋立干拓事業にあつては、埋立干拓地の開発計画」を加え、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条第四項中「前条第一項第三号」を「第十八条第一項第三号」に改める。

第二十条第一項中「事業につき」の下に「木曾川事業区域及び豊川事業区域ごと」を加え、同条第二項第二号中「開発計画に関する事項」の下に「埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の区域及び現況並びに埋立干拓地の開発計画に関する事項」を加える。  
第二十一条第三項中「第二十一条第一項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。  
第二十三条の次に次の一条を加える。  
(埋立干拓地の処分)  
第二十三条の二 公団は、埋立干拓地の処分をしようとするときは、政令で定めるところにより、その事業の完了前、農林大臣の認可を受けて土地配分計画を定め、これ

第一類第八号(附属の二) 農林水産委員会商工委員会連合審査会議録第一号 昭和三十六年五月十七日

に基づき、埋立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならぬ。

2 前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第四項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、農林省令で定める手続により、配分申込書を公団に提出しなければならない。

3 公団は、政令で定めるところにより、前項の規定により配分申込書の提出をした者で農業に精進する見込みのあるものうちから適当と認められる者を選定し、その者に次の事項を記載した配分通知書を交付する。

- 一 配分を受ける者の氏名又は名称及び住所
- 二 配分する埋立予定地の所在の場所及び面積
- 三 配分の条件
- 四 その他農林省令で定める事項

4 前項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る埋立干拓事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき公団の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その公団の所有権は、消滅する。

5 前項の完了の期日は、同項前段に規定する地域に係る埋立て又は干拓について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二

条の竣功認可のあつた日とする。第二十四条第一項中「第三号までの事業」の下に「(埋立干拓事業を除く。)」を、「その事業に要する費用」の下に「(第十八条の二第一項の規定により公団の事業となつた事業にあつては、公団の事業となる日まで当該事業につき国が要した費用を含む。以下第二十七条において同じ。)」を加え、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「組合員である場合」の下に「又は前項に規定する者が当該事業の施行によつて造成される土地の全部又は一部をその地区を含む土地改良区の組合員である場合」を加え、「同項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公団は、政令で定めるところにより、前条第四項の規定により埋立干拓事業の施行によつて造成される土地の所有権を取得した者に對し、その事業に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。

第二十五条第一項中「前条第一項又は第二項を」前条第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第二十六条中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に改める。

第二十八条中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。(区分経理)  
第三十三条の二 公団は、木曾川事業区域の事業に係る経理及び豊川事業区域の事業に係る経理を区分して整理しなければならない。  
第三十四条の見出しを「借入金及び愛知用水公団債券」に改め、同条に次の六項を加える。

5 公団は、次条第一項に規定する場合のほか、農林大臣の認可を受けて、愛知用水公団債券(以下「債券」といふ)を発行することができる。

6 債券の債権者及び公団に対して資金の貸付けをしていゝ国際復興開発銀行は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8 公団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。  
第三十五条の見出しを削る。  
第三十六条の見出し中「貸付」を「貸付け等」に改め、同条中「貸付を

することができる。」を「貸付けをし、又は債券の引受けをすることができ。」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。  
政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第三十四条第五項の認可を受けて公団の発行する債券に係る債務について保証契約をすることができ

る。  
第三十八条中「長期借入金」の下に「及び債券」を加える。  
第四十三条第一号中「若しくは第三項ただし書」を、「第三項ただし書、第五項若しくは第八項」に改める。

第五十条の次に次の二条を加える。  
(権利及び義務の承継)  
第五十条の二 第十八条の二第一項の規定により国営土地改良事業が公団の事業となる場合において、当該事業に關し、公団の事業となる時において国が有する権利及び義務(当該事業に關する特定土地改良工事特別会計の資金運用部特別会計からの負債を含む、農地法第六十一条各号に掲げる土地等及び農地法施行法第六条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地等に係る権利を除く)は、その時において公団が承継する。

2 第十八条の二第二項の規定により県営土地改良事業が公団の事業

となる場合においては、当該事業に關し、公団の事業となる時に於いて当該県が有する権利及び義務の公団への承継については、当該県と公団とが協議して定めるものとする。

(国庫納付金)  
第五十条の三 公団は、政令で定めるところにより、第十八条の二第一項の規定により公団の事業となつた事業につき第二十四条第一項又は第三項の規定により徴収した賦課金の額のうち、公団の事業となる日まで当該事業につき国が要した費用の一部に相当する額を国庫に納付しなければならない。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章に係る改正規定は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(役員任期の特例)  
2 前項ただし書の政令で定める日の前日において現に在任する愛知用水公団の役員任期は、その日に満了したものとみなす。

理由  
豊川水系の水資源を総合的に開発してその利用の高度化を図るため、同水系に係る区域内における大規模なかんがい排水施設の新設及び管理、開田、開畑等の事業を愛知用水公団に行なわせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 第十八条の二第二項の規定によ

○田口(長)委員長代理 提案理由はお手元に配付いたしてありますので、これによって御承知願うこととし、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。加藤清二君。

○加藤(清)委員 ただいま上程されております愛知用水公団法の一部を改正する法律案の審議にあたりまして、私は二、三まず官房長官にお尋ねしたいと存じます。

すなわち、この法案と、目下内閣で用意されているであろうと予想される水資源開発公団と申しましようか、名前は治水あるいは利水になるか存じませんが、その法案と大へん緊密なる関係があると思っております。すなわち、池田総理は、かりに名前を水資源開発公団といたしますとすれば、その法案が通過しその開発公団が発足したときには、この愛知用水公団にかかわるものも吸収するんだという旨の新聞発表もしていらつしやるわけでございます。

そこで、お尋ねしなければならぬのは、農林、商工、厚生と、それぞれ意見の相違があったように承っております。と同時に、またことには建設との関係において非常な意見の相違があったと聞いておりますが、そういう意見の相違のあるものが、はたして今国会に提出されるかいなか、あるいは今国会にその法案が提出され通過の見込みがあるのかないのか、それをまずお尋ねします。

○大平政府委員 水資源開発公団法案につきましても、政府部内におきま

て意見の調整を急いでおりまして、よやくきのうましまりまして、本日来議院の方へ御提案申し上げました。

○加藤(清)委員 さすが大平官房長官の腕によって、難航を続けたものがきよその御提出のお運びになったというところは、全く野党の私どもも慶賀の至りでございます。ところが、さてそれでは提出はされましたが、内閣としては今国会中にしからばこれを通すという意気込みでございますか。

○大平政府委員 国会に御提案申し上げましたら、今度は国会の方のお仕事になるわけでございます。私どももいたしましては、これは当初から大へんな問題でございます。せつかく各省の意見もまとめて御提案申し上げました以上、今国会におきましては皆協力御協力を得ましてぜひ成立さしていただきたいというのを希望しております。

○加藤(清)委員 各省の意見があなたの腕によってまとまったというのであれば、あと残る問題はわれわれ野党の協力いかんということに相なるわけでございます。まあその内容のいかんによつては異論もあると思ひますが、この水資源の開発が目下の急務であると同時に、この日本の水資源をほんとうに有効に使わなければならないという点については、おそらく野党も一致して意見であろうと思ひます。これはやはり国民の声だろろうと思ひます。それが通つたところで、発足を見ますか。私、その法案を見ておりませんからわかりませんが……

○大平政府委員 成立後六カ月以内にというように法案はいたしてございす。

○加藤(清)委員 そうすると、六カ月以内に公団そのものが発足する、こういうことでありますね。

○大平政府委員 そうです。

○加藤(清)委員 ところが、ただいま審議の対象と相なっておりますところのこの愛知用水公団が豊川用水の工事を引き受けることによりまして、おそらく工事予定は七年と今までの農林省の予定では承っておりますが、それは七年と解釈してよろしゅうございすか。今度は農林省の方にお答え願ひたいと思ひます。

○伊東政府委員 豊川の工事を愛知用水公団で包括いたしました仕事をする場合の完成の年次でございますが、一応、三十六年度の予算をやりまして、二、三年度は、まだびつしやり何年ということに、最後までできているわけではございませんが、大体、今までの目標では、第二期工事を入れまして七年くらいで完成を目標にしようかというふうな話し合いをいたしておりましたが、最終的にまだびつしやりとはきめておりません。

○加藤(清)委員 大体の用途は何年くらいに御予定でございますか。

○伊東政府委員 今申上げましたように、大体、特別会計でやっておりますと、七年を目標といたしております。やたらどろかというものが現在のわれわれの考え方でございす。

○加藤(清)委員 聞きますというものと、池田総理はこの愛知用水公団なるものを水資源開発公団に吸収するといふ意味の旨をはつきりと新聞発表も

ておられますが、その時期は一体いつごろでございますか。

○大平政府委員 愛知用水公団は、將來適当な時期に、今度御審議いただきまして水資源開発公団が設立されまして、それに吸収するのが適当であると思っておりますが、これにつきまして、御案内のように、愛知用水公団に對する世銀の借入が必要でございます。世銀の了解を得る必要があります。従いまして、水資源公団設立後直ちに吸収することは困難であると思ひます。従いまして、世銀の了解が得られ、水資源開発公団への移行の準備が整いました段階で、すみやかに必要な法律上の手続をとりまして、吸収したい、そういう方針でございます。

○加藤(清)委員 つまり、事務上の手続の完了次第、可及的すみやかに、吸収という言葉は悪いかもしれませんが、愛知用水公団なるものを水資源開発公団に溶け込ませる、こういうことでございますか。事務手続が完了するのを待つて可及的すみやかに溶け込ませる、これでよろしゅうございすか。

○大平政府委員 さように考えております。

○加藤(清)委員 実は、私も、そうあつてしかるべきではないかと、かよらに思つてございす。なぜかならば、すでに御案内の通り、愛知用水公団は、農林省を主体として、各県からエキスパートが集まり、まあ所期の目的を達成すると同時に、非常な効果をあげているわけでございます。なおかつ今お話のございましたように世銀の借入その他によるところの技術援助も受けて、非常に優秀な技術を持

ていらつしやるわけです。この技術はそのまま新しくできる大きな公団に溶け込ませることによつて一そこの技術的な効果をも上げ得るではないか。それがほどを經、時を経てさんばらになつてからでは、これはせつかくの宝をここでむなしゆするといふおそれもなきにしもあらずでございます。私どもとしましては、ぜひ一つ可及的すみやかに愛知用水公団を新しくできる開発公団に溶け込ませることによつて、一そこの効果を上げると同時に、今必要とされている飲料用水、工業用水、農業用水はもちろんでございす。それが最もよいことではないか、こう思つているわけなんです。期せずして大平官房長官と考へ方が一致いたしましたので、こんな喜ばしいことはないと思ひます。

そこで、それでは、お尋ねしたいのでございすけれども、ただいま、愛知用水公団がスケールの小さい豊川用水の事業を引き受けることによつて、事業量の減少はやがて現在の人員の縮小ということに相なつてきているわけでございます。私、先ほども参考人からも意見を承つたわけでございます。昔から、治水、利水といふことは、ほんの小さな事業をやつても、なおお宮さんが立つたというのが普通なんです。やつたこれらの方々に対しては感謝をもつて報いねばならぬにもかかわりませず、本人の意思にあらすして、ここに転職から首切りが行なわれるといふことは、まさに、これは、木曾川の利水を行なわれたあの薩摩武士、すな

わら徳川の压制下において薩摩の勢力をそぐ手段として行なわれた、あの武士の二の舞が今こに行われようとする事は、これは民主主義の世の中において黙視することができないと思ふのです。幸いにして近き将来においてより大きなところへ溶け込ませるといふ腹があるならば、なぜにここで転退職やあるいはよそへと行って明らか首切り、辞職を要請しなければならぬのか。もちろん、これはあと先に相なっておりまするから、手続上無理からぬことだとは思いますが、幸い今国会においてそれが審議されるという事ならば、当然ここにおいてその人事の問題についてもお考え願つてしかるべきだと思ふますが、官房長官の御意見は一体いかがなものでございましょうか。

○大平政府委員 愛知用水公団を水源開発公団に吸収することにならぬかと、これに伴う権利・義務のすべてが水資源開発公団に承継されることにならぬかと思ふ。その際の職員の身分関係でございまして、業務の一切が引き継がれます以上、これに伴う人員を引き継ぎ申し上げるのは当然でございまして。その点に不安のないようにいたします。その点に不安のないようにいたします。ただし、役員の人事につきましては、これは別な観点から考えてみねばいかぬと思つておりますが、今申しました職員の身分については、不安のないようにいたしたいと考えております。

退職をしなければならぬという方については一考あつてしかるべきではないか。いわんや、従業員の方にして優秀なる技術を持つてゐる人がチームワークよろしきを得て愛知用水の仕事を所期の予定通り完成したならば、これは功績者でございまして、これに報いるに転退職、首切りでもって臨むという事は、もはや民主主義の統治下において人道から見ても許さるべきものでない。幸いにして今その憂えのなきよう善処する旨の御答弁がございましたので、私もあなたの言を信頼して憂えを取り除くことにいたしたいと思ふますが、この点は、ただ一べんのこの答弁に終わらずして、ぜひそれを実現していただきたい。さすれば、現在八百有余人で持つておられるところの技術がそっくりそのまま生かされる、ここに私は大切な点があるではないかと思ふからでございまして。ぜひこれはそのようにしていただきたいものだと思ひます。

次に、権利・義務が移行される場合の問題でございまして、現在、愛知用水公団によれば、県に委任された業務がたくさんございまして、これは新しい公団法に言う公団の性格上一体どのようなものか、これについて、伊東政府委員、私からお答えいたします。

して、現在の愛知用水公団がやつております仕事、その関係の権利・義務を一切承継するという事に相ならうかと思ひますが、その際に、県に委託してやりました工事の出来形あるいはそれに関連します権利なり義務といふものは一切新しい公団に別な法律をもつて承継されることになるだろうといふふうに考へます。

○加藤(清)委員 別な法律によつて処理されることは当然聞くまでもないこととでございしますが、大体の目標といふものを承つておきたいのでございまして。それから、先ほどの御答弁の中に含まれておりました、整理と申しましたのでございまして、整理と申しましたらうか、転退職を要請されると申しましたらうか、これが大体三百人程度あるわけだと思ひますけれども、その転退職について、整理目標とされてはいる三百有餘名の人員に対して、ただいまの官房長官の答弁によりますれば農林省としても考慮してしかるべきだと思ひますが、農林省としてのお考えを承りますか。

それから、人員の問題でございまして、これは、現在予算に計上してあります愛知用水公団としまして事業ができませんのは豊川だけでございまして、これは予算にそつていふに計上になつておりました、全国的な新しい公団ですぐ仕事をするという事には実は三十六年度予算ではなつておりません。でございまして、先生の御質問になりました点については、私も約二百八十名くらいといふふうに思つておるのでございまして。公団の職員で二百八十名くらいの人を、固から出た人は固に返し、また、県の人でも固にとる者もあり県に行く人もあり、また、そのほか民間に行く人もありといふ事になります。大体年内には二百八十名くらいの人に再就職のあつせんをするといふことで進んでおりました。現在六十数名はそつていふ線に乗りましてはかに就職をしたといふような形になつておりました。その点は、やはり、全国的な公団ができることとして、これが事業をやりますのは先になりますので、二百八十名につきましても従来の方針は変わらないと私どもは考へております。

○加藤(清)委員 変わらないといふことになりますと、本人のあやまちとか手違いとかいふことでなくして、ただ政府の事業量の縮小によつて余儀なく転退職しなければならぬ、こつていふ方々の目の前にもう一つ事業がふえるといふことが明らかになつておる。ただ、問題になる点は、本年度予算にその給与が盛られていないといふことなことです。それだけの理由で、明らかに次に採用しなければならぬ口があるにもかかわらず、あえていやな者をも

退職にさせなければならぬということはないと思ふ。いずれこれは労働委員会において詳細にわたつて権利・義務の問題を討議してみたいと思つておりますが、農林省みずからがそつていふ意向であるといふことは、私は解せないと思ふ。これは、本人みずからが作つた転退職の原因ではないはずなんです。本人たちはそこに勤めておりました。本人の自由意思によつてよそに行くものなら、これはやむを得ぬでしょう。よそに行きたければ、よそにかりたいといふならばやむを得ぬ。しかし、事業量が縮小される、だからこれだけは首切られなければならぬといふことに相なつて、私も勤めておりたいけれども、それじゃ私が一つ犠牲になつてあげましようといふ方もあるわけなんです。そつていふ方々に対しては親心をもつて臨んでいただかなければ、功勞者に対する道ではないじゃないかと思ふのです。百歩譲るとしても、もし新採用が可能な時期、すなわち、新公団が発足して採用しなければならぬといふときには、かりに一時やめていた人といふことも最優先にとるといふのが、解雇するときのどこにも通用する雇用条件になるはずなんです。これをあえて今の答弁では考へておられないといふことになると、はたして農林省は親心があるのかないのか、切り捨てごめんのか、まるで城郭築城の場合に秘密の抜け穴を作つた技術者に対する仕打と同じように解釈しなければならぬのですが、それでよろしゅうございませうか。

○伊東政府委員 今先生のおっしゃいましたように、あとの場合の、たとえ

ば新公園ができましてどういふ人的構成でどういふ仕事をどこでやつていくかといふことは、実はまだ全然事業計画ができておりませんので、まだどういふところまで人数が幾ら要るかというふうなことが出ておりません。それで、将来必要な場合に最優先にとることを考えたらどうか、こういうことまで否定しておるといふお話しでございますが、私はそこまで否定して答弁申し上げたわけではございません。ただし、この愛知用水公団は、先生も御承知の通り、この法律のままで参りますと、これは工事が終われば管理するだけで、あとは全然仕事が終わるわけでございます。私も、そういうことについては、この機械でございませうとか、あるいは今までの経験をぜび生かしたいというふうなことで、さしあたり、すぐに三十六年から仕事にかかれます豊川というところを統括して仕事をしようといふことを考えたわけでございます。しかし、豊川をやるにしても、人件費といふものは、みんな農民負担にはね返つていくわけでございます。これはやはり必要最小限度でやるべきでございますので、三十六年度の予算に即して今のようなことを考えたわけでございます。将来新しい公団ができましたら、いつから事業を始めますか、その場合に人の問題が出ました場合には、先生のおっしゃったように、愛知用水公団で働いていた人につきましては、そのときには普通の人とは格を違えて考えたいいんじやないか、同一のレベルでなくて、こういう経験をあつたのだといふことをある程度優先的に考えたらどうかといふふうには思つております。

○加藤(清)委員 官房長官は次の委員会もあるそうでございしますので、最初に官房長官に質問を集約してお尋ねしたいと存じます。

第二番目は、政府の農業基本法によりますれば、おそらく近き将来において土地の所有権の移譲ということが行なわれることが想定されるわけでございます。すなわち、あるものは工業用地として、あるものは住宅用地として、ときには、特にこの農業基本法によれば、農民同士の間において所有権の移譲が行なわれることが考えられるわけでございます。ところで、この愛知用水の受益者であるところの農民は、反当四万三千円の受益者負担金をことしから納付していかなければならぬ規定に相なるわけでございます。納付いたしますれば、この農民に対しては水を得るといふ権利がついてくるわけなのです。土地の所有権にこれが付加されてくるわけでございます。ところで、所有権の移動をさせた場合には、すなわち売買形式が行なわれるのではなからぬかと思つて、そのときに、年々歳々納めていって得たところの水利権は一体どのようなスタイルにおいて移行すべきであるか。これについて、農業基本法について検討を進めて、それをぜひひでも社会党の反対を押しのけてでもといつてお通しあそばされたい官房長官の御意見を承りたい。

○大平政府委員 農業基本法の専門的な問題でございますので、恐縮でございますが、政府委員の方からお聞き取りをお願いしたいと思います。

○伊東政府委員 今の御質問は非常にむずかしい御質問でございます。農業から農業以外に移った場合、農業内

の場合、いろいろ例をあげて御質問になりましたが、農業内の場合でございます。これは同じ農業用水に使つていくといふことでございまして、比較的問題はむずかしいことはなからうと思つて、これが工業用水であるいは水道といふふうに使われるということになりますと、その点は非常にまだ問題がございます。といひますのは……

○加藤(清)委員 いや、私の聞いてゐるのは、上水道でなしに、農民が持っているその土地が、ときに工場用地として、ときに住宅地として移行する場合は、もう一つは、農業同士の間で農業基本法によれば移動しなければならぬことが起きてきます。——二町何ぼなんといふことになれば。

○伊東政府委員 先生の御質問の次第は、土地に一体水がついていくかといふことになるのじやないかと私は思つてございまして、その場合に、たとえば農業内でございますと問題の解決は簡単だといふことを申したのでございまして、国から、農業用水あるいは工業用水あるいは上水道に對します場合に、みな補助といふものが違つております。農業用水につきましても、ほかの用水についてよりも、非常に手厚い保護があるといふような形になっております。そこで、今度は、農業用に使つていた水を、負担金を払つてしまえば、それは全部工業用水なら工業用水としてそのまま使えるのかといふ問題になるだろうと私は思つて、そういうことを聞いておる。

○伊東政府委員 農地を農地としてほかに売り渡した、そうしてその水を

使つていこうという場合には、農業用水がそこに来ますという権利的なものがついた値段として、その次に土地を買入る人の土地の値段としてそこに入つてくるのではないかと、いふふうには考えられます。

○加藤(清)委員 もし土地のコストの中にそれが含まれてくるということに相なりました場合に、農業基本法を履行に移そうとするならば、おそらく土地のコストといふものがある程度押えていかなければならぬといふ問題が出てくるのではないと思つて、特に、愛知用水の受益地帯の土地価格といふものは、ここに工場ができ住宅ができます関係上、日に日に高騰を続けているわけでございます。もしそれ農業基本法によつて一町五反以上であるとか二町以上といふことになれば、残る農民は耕地を他から求めなければならぬ。求める場合に、坪当たり一万円あるいは二万円といふ耕地を購入して、いかに営農をしたからといつて、その投資に見合う収益をあげるはおろか、おそらくや、愛知用水の負担金をも支払うことが不可能に近い状況に追い込まれるのではないかと、いふことが予想されるわけでございます。従つて、コストの中にそれが含まれるとするならば、土地が農民から農民に移動するときのコストは一体いかにほどと想定してみえますか。

○伊東政府委員 先生の御質問は、単に水利権といふ問題だけじゃなくて、あの近郊地帯の農地が値上がりをする場合には、これから自立経営の農家を作るべきじやないか……

○伊東政府委員 農地を農地としてほかに売り渡した、そうしてその水を

使つていこうという場合には、農業用水がそこに来ますという権利的なものがついた値段として、その次に土地を買入る人の土地の値段としてそこに入つてくるのではないかと、いふふうには考えられます。

○加藤(清)委員 もし土地のコストの中にそれが含まれてくるということに相なりました場合に、農業基本法を履行に移そうとするならば、おそらく土地のコストといふものがある程度押えていかなければならぬといふ問題が出てくるのではないと思つて、特に、愛知用水の受益地帯の土地価格といふものは、ここに工場ができ住宅ができます関係上、日に日に高騰を続けているわけでございます。もしそれ農業基本法によつて一町五反以上であるとか二町以上といふことになれば、残る農民は耕地を他から求めなければならぬ。求める場合に、坪当たり一万円あるいは二万円といふ耕地を購入して、いかに営農をしたからといつて、その投資に見合う収益をあげるはおろか、おそらくや、愛知用水の負担金をも支払うことが不可能に近い状況に追い込まれるのではないかと、いふことが予想されるわけでございます。従つて、コストの中にそれが含まれるとするならば、土地が農民から農民に移動するときのコストは一体いかにほどと想定してみえますか。

○加藤(清)委員 押えるべきじゃないかと、そういうことを言っているのじゃない。

○伊東政府委員 先ほどの御質問にもございましたが、農地の値段をある程度安くする必要があるのでないかという御趣旨じゃないかというふうには解したのでございますが、実は、農地の価格につきましては、農地の価格だけとしてある程度押えていきま

なにか現実の問題としてむずかしい問題がございます。宅地の問題その他工業用の敷地の問題とか、いろいろな問題を検討いたしました。農地だけでは解決できないというふうには実は概念的には考えております。今先生のおっしゃいました具体的な問題として、その水を愛知用水からもらえらるものとして考え

る場合に幾らして考えたいのかという点、これは土地によって実は違いますが、これは土地によって実は違いますが、これは土地によって実は違

と申しますのは、四万三千円と申し上げておられますのは、これは十年ないし十五年かかって償還いたします総償還金額でございますが、中には、果樹でございますとか、あるいは旧田の補水をしましたところ、いろいろ土地によりましてこれは違ってくるという

ふりに考えますので、一概にどの土地にどのくらいのコストとして入るかというところは申し上げかねます

が、これはおそらくそのときどきの経済情勢で水に対するもの考え方という

ことも変わってくるのではないかと、現時点で四万三千円という平均を出して

おりますが、それがそのまま移るとも考えられませんが、しかし、そういうものが基準になって物事は考えられていくのでありうというふうには考えますが、今幾らということまでは申し上げかねる次第でございます。

○加藤(清)委員 私が心配いたしますのは、受益者の農民の負担が高い。だから、ほんとうはお宮さんなど作って感謝の意を表したいが、そこまで行っていない。先ほどの参考人の御意見も、伊東農地局長お聞き及びの通りなんです。そのたえかねるような負担を今後どうするかという問題、それはもう延べ払い方式でやってあげるのだとか賠償形式でやってあげるのだとかおっしゃるなら文句はない。ところが、この愛知用水公団で言えば、今あなたがおっしゃったように、十年ないし十五年の償還形式になっておる。そうすると、それを農民に対してはそうしていただくならぬわけですが、ある程度したその後において、土地が移動するということが、今度新しい農基法によって出来てきたわけなんです。こういうことは愛知用水の計画の当初にはなかったはずなんです。農地が農地として所有権が移転するということとはまずまず考えられなかったことだが、今度は大幅にそれを考えておかなければならぬ問題が出てくるわけです。つまり、五反や六反の兼業農家は、これは農業を営むことが困難になつてくる。しかし、愛知用水の受益地帯にはそういう人が非常に多いので

す。これは新潟県の方とは事変わりまして、一町以上持っている人はくっつきで、一町以下の人が多いわけですから、そうすると、移転が大幅に行

なされる、大量移転が行なわれるという

ことを考えておかなければならぬわけ

です。十五年かからないうちに、つまり、償還が完了しないうちにこれが行なわれるということは考えておかなければならぬ。そのときにコストが営農等ともならぬ合せてみて問題になるわけなんです。一体移動のコストを押えていきたいと思います。この負担金を問題になると思っています。プラス・アルファか、負担金を中に沈めるかということによつてどういふ結果が生ずるかという、最初から負担金を取るべきに、いつ何と取り除かれるかわからぬ金なんかより納めませんという声が出てくるわけですね。現に出ておるわけですから、そこで、私は、そういう心配がないようにしたいがために今質問をしております。

○伊東政府委員 先生のお話で移動の問題が出ましたが、これは、強制的に問題が出るといふ問題ではございませんで、農民の自由意思で行なわれるわけ

でございます。愛知用水公団がかかりますときも、これは、やはり、全国的に見ますと、有償で所有権が移転して

いるものというのはいくらもありません。ただ、先生のおっしゃいましたように、五年前よりは最近の方がそういう有償の土地の所有権の移転が漸増していることは、これは確かでございます

す。それで、いつ取られてしまいかかわからぬような土地の負担金は払えぬというお話でございましたが、これは、先ほど申し上げましたように、自由意思で自分がほかに売るといふ場合は別

でありまして、そのほかには、その土地が意思に反して取られるということ

は実はないわけでございます。それで、負担金が高いじゃないかというお話でございますが、実は、午前中、それから昨日の御質問でもあったのでございまして、これは、四万三千円というのは、当初の実施計画と同じでございまして、私どもとしましては、事業費はふえました、農民負担は極力国、県等で考えまして、第一回目の縦覧公告をいたしました実施計画の負担金の限度でこれをやっていきたいという

ことでも今考えているわけでございます

す。営農指導その他につきましては、極力、負担金を払えるように、経済効果の上の営農指導を国、県でやって

参りまして、世紀の大事業としてやってございまして、何かあつたときまで有終の美をなすように極力、県、農民の方々と一緒に努力をいたしたいというふうに考えております

○加藤(清)委員 きらも同僚角屋委員が質問をしておられました、それは、それはお尋ねしますけれども、今後、産

業構造の変化に伴いまして、いろいろこの所有権の移転等が行なわれますと、それはアロケーションに大いに関係が生じてくると思いますが、現在の愛知用水公団に当てはめられているアロケーションの基本計画は、一体何によつていらつしゃるのですか。よ

りどころは何でございましょうか。

○伊東政府委員 これは、電源開発の政令が出ましたときに、あれでアロ

ケーションの方法をやるということになつていまして、ございまして、これは、赤字になりました場合には、話し

合をしてやうていくということに実はなつております。妥当でないという

場合には話し合いをしてやうていくという

ことで、今度きめました最後のものは、おのものが公平な負担をしようというふうなことで、当初の実施計画

のときのものを基準にいたしまして、おの話し合いをしてきめたよう

な次第でございます。

○加藤(清)委員 私の聞く範囲により

まするといふと、今のアロケーションは電源開発促進法六条二項方式を採用

している、ほかに今当てはめる適当なものがないからこれを採用したという

お話でございまして、今後もし変更があつた場合にはいかうになるか

おつてもございまして、やはりこの電源開発促進法のいわゆる六条二項を適用していかれる御予定でございます

か。それによつて私は質問を展開しなければならぬことになるのです。

○伊東政府委員 これは、基本計画を

実はこの二月に変えたわけでございます

○加藤(清)委員 もう変更したのです

か。

○伊東政府委員 その四百二十三億に

なるときには、この二月に基本計画を

変更をいたしました、そのときには、関係の電気、水道、みんな相談いたし

まして、話し合いをしてやうたわけ

でございます。それは、第一回目の基本

協定でやうておりましたものを大体中心にしまして、もの考え方はそれを

基準にしてやうていこうというふうな

ことで話し合ひできましたので、将来

また何かいろいろものが大きく変わ

る、変える必要があるというふうなこ

とができます場合は、これは関係者寄りました、電源も一つの大きな基

準でありまして、そのままでは



いけますかどうか問題がございますので、そのときには関係者の話し合い、農業、工業、上水道というところで話し合ひできめていくのがよいのじやないかというふうに思っております。

○加藤(清)委員 それでは、せつかく通産省の方からも来ておつていただけで、御答弁のいかんによつては大平さんにもお答へ願わなければならぬと思ひますが、御承知の通り、愛知用水公団の規模は、毎秒三十トンずつ通水できるという構造になつてゐるわけなんです。ところが、事実、需要は、通産省の方で御調査でございますし、工業用水も飲料用水も、これは日に日にその需要が増大してゐるわけなんです。特に、通産省の所得増進計画によれば、少なくとも名古屋港の臨海工業地帯だけでも六十万トン余の見込みはございます。さて、その際に、それほど需要があるにもかかわらず、兼山ダムの取入口から一体常に満水で水が取れるかと尋ねてみますと、そうではないという話です。あの兼山ダムに毎秒二百トン以上の水があつた場合に初めて余つた分だけ取ると、こういうことだそうでございます。

そこで、通産省にお尋ねしなければならぬことは、この兼山ダムの毎秒二百トンまではよそへ渡すことはできませんという権利ですね、これは一体通産省側にあるのか、長野県側にあるのか、あるいは関西配電側にあるのか、これはいかでございませうか。実はこれで大畑さんにも来てもらいたいと言つたんです。

○松尾政府委員 ただいま御指摘のございました兼山ダムにつきましては、関西電力が毎秒二百トンの発電用の水利権を持つております。その点を今御指摘になつたのであらうと思ひます。

○加藤(清)委員 それでは、お尋ねしますが、ほかに需要があつて、あれはこゝ莫大な国家の費用を使つて設備をした。ところが、取る場合には、二百トン以上流水があつた場合はいいけれども、それ以下は一滴たりともいけな、これが関西配電の水利権である、こういうことですが、しからばお尋ねしなければならぬのは、一体兼山ダムにおいて二百トンの水を必要とするところの発電能力がそこにあるかないか。あるいはまた、何がゆゑに二百トンをそこで確保しなければならぬのか。木津、宮田の下の用水に対して取入口が上がるの何の何のことは、すでに愛知用水の皆さんの努力によつて堰堤が築かれてあつた。上から取れることになつたはずで、一体残る原因はどこにあるのです。

○松尾政府委員 兼山ダムにつきましては、関西電力が毎秒二百トンの水利権を持ち、それに相応するだけの発電能力、設備を持つております。今御指摘のように、他に愛知用水の方に毎秒三十トン以上に水がほしいところであるのに、なぜ関西電力で二百トンの発電の水利権を、何と申しますか、よけい取つておるじやないかという意味を含めての御質問かと思ひますが、水利権は、御承知のように、関西電力なり何なりが水利権として設定されますと、その後水を取る場合には、あとの水の量について水利権が設定される

とすることに相なります。そういうことで、毎秒二百トンの水利権は、関西電力の前からの水利権ということで現在使つております。しかし、さらに毎秒三十トン程度まではここから取れるという計算上の想定のもとに、愛知用水公団の方にそのような水をここから分ける形でやつておるのが現状でございます。

○加藤(清)委員 兼山ダムの発電能力はどれだけのですか。

○松尾政府委員 三万四千キロワットを発電するのに毎秒二百トンの水が必要でございますか。

○松尾政府委員 水力発電の設備としては見合つておる設備でございます。

○加藤(清)委員 これはおかしいのです。これは、発電の機械がだいたいロスが多いとか、あるいは古いとかということならば話はわかるのです。佐久間ダムの発電能力とあそを流れる水の量はとらうふうになつていないはずで、数字の問題ですか、きょうは官房長を前に置いてのあれでして、数字の問題はいずれまたやります。

○松尾政府委員 水の量だけでなくして、落差が発電の能力に関係して参りますので、水の量だけでは発電能力はあれできないと思ひます。

○加藤(清)委員 その通りです。そんなことはわかつてゐるのです。それで、この問題は商工でまた特別に取り立ててやるとして、このように考えをめぐらし、計画をよくし、話し合ひを進めていけば、愛知用水に必要とするところの水の量はなお増加をすること

が可能な余地が残つてゐると私は思ふのでございます。そこで、こういう問題について、今後おそくやトラブルが起きることも考えられる。もしトラブルが起きなければ、その必要とする需家の希望を満たすことはできないんじゃないかと思ひます。そういう場合に、官房長官、池田内閣としては、希望を申し上げておきますが、ぜひ一つ、一つの事業あるいは企業を満足させて他の多くのものを泣かせることのないように、もちろん水利権その他は当然尊重しなければならぬことでございます。既得権もこれは尊重してあげなければならぬことでございます。しかし、その企業努力によつてな

お余裕ができるものならば、当然これは国家有用のために利用してしまふべきである。それが、どうも、なわ張り根性であるとか、あるいはわが田に水を引くところの根性によつて、わが方だけを円満に十二分に確保して、このう考え方には、遺憾ながら賛成できませんし、それは今後水の高度利用がますます必要になつてゐる時期にとるべき態度ではないと思ふ。これについて官房長官の御意見を伺いたい。

○大平政府委員 経済の成長にとりまして水資源の活用ということが至上の課題になります。一滴の水たりともむだのないように活用すべく、最善の努力、細心の注意を払うべきものだと思つております。

○加藤(清)委員 官房長官に対する最後のお尋ねでございますが、実は、地元側としては、愛知用水公団ができませんことによつて目ざましい面的な発展がござりまするので、非常に期待

を寄せてゐるわけでございますが、ただ、遺憾なことに、不安と申しましょるか、不満と申しましょるか、これは困つたという問題があり、それが声になつて出ているわけでございます。そのうちの第一は、値段が高いということなんです。たとえて申し上げますと、先ほど申し上げましたように、農民の受益者の負担は反当たり四万三千円も払わなければならぬ。これは、どのように農業を研究し発達させても、とてもじゃないがペイするところまでいかないのではないかと。従つて、せがひでも、これはコストを引き下げてもらふか、ないしは延べ払い方式の延べ払いの年限を延長してもらふことはできないであらうかという意見が、先ほど参考人としての協力者の中から出されたわけなんです。また、飲料用水でございしますが、同じ木曾川の水を引いて、名古屋は十円でございす。末端は四十二、三円になります。これは昔と今とはコストが違ひますから無理からぬことでございますけれども、なお、同じ水を工業用水にするのと四円でいける。それは通産省その他の補助金あるいは基本計画等々が違ひますから、これは思ひあきらめるとしても、同じ地区において、簡易水道、つまり厚生省の補助金その他によつてここで水を供給いたしますと、一番安いのは十立米使つて大体月五十円でございす。百円ずつ徴収いたしておるのが常滑市大野の実情でございます。ここは五十円は黒字になつて残つておる。最高といへども簡易水道で二百円以上納めておるといふところは、一立米四十二、三円の水は、平

均使用料十立米といたしまして四百円と見積もらなければならぬ。このことは、同じ町村におきまして、片や簡易水道、片や愛知用水、これが一緒になつて来るわけなんです。また、某々町村におきましては、企業が簡易水道をやっているところがございませう。これも最高十七円程度でございませう。それが、同じ町内において、片方の水を飲むと四十円、片方の水を飲むと十七円、あつちの水は苦くてこつちの水は甘い、こういふことになる。これは一体どう処理したらいいかというところでございまして、地方自治にまで影響を及ぼしているわけでございます。つまり、コスト高という点について、官房長官としては一体何らかの考えがございせんか、あるいは何にもございせんか。なぜこんなことを聞かなければならぬかと申しますと、ここにも同僚丹羽先生が同じ区から出ていらつしやるのでございませうけれども、丹羽先生ではございませうが、他の某々議員さんなんかは、それはもうおれにまかせておけというところをおっしゃる方もあるわけなんです。そこで、その人にまかしたからといつたつて別にできるものじゃない。この際内閣の御協力を得ぬことにはとてもできない問題じゃないかと私は思ふ。先ほど参考人から出ました地元の声を陳情のような形でお願ひするわけでございますが、一つ御所見を承りたいと思ひます。

○大平政府委員 あの地域に愛知用水事業という世紀の事業が行なわれたわけでございます。これには巨大な国家資本も参加していただいたわけでございます。従ひまして、総体として関係者が受益されていると私もは考へます。あの事業がなかつたらば受けるであろう不利不便といふものを解消するに非常な役立っているのではないかと私は思ひます。しかし、今御指摘の点は、克明に計算いたしますと個々の用途におきましてあるいは合点のいかない面があるという御指摘でございます。これは、これからの経済情勢がどのように展開いたしまするか、また、その受益者の経済力がどのように伸びて参りますかといふことも関連がありまして、困るといふ方もございませう。愛知用水の機能が十全に果たされて関係者のために十分に利益になるように行政技術的にも十分配慮を加えて所期の目的を達していくといふふうにするべきものであると思つてございませう。御指摘の個々の具体的な問題についての処理につきましては、今どうしたらいいかという点につきまして、私は具体的な分別を持つておられますけれども、方向としては、ましてはそれのようにすべきものではないかと思つておられます。

○加藤(清)委員 愛知用水の事業は今まさに終わろうとしておる。通水が行なわれようとしております。ところが、ここにまだ終わつていない問題が二、三あるわけなんです。その最たるものが、先ほど丹羽同僚議員からもお尋ねのございました危険防止の点でございます。すなわち、暗渠水路のところはよろしゅうございませうけれども、普通のところはオープンになつてゐるわけでございます。ここへ毎秒三十トンからの水が流れるということになると、その流速は、かりに横断面が三平方メートルあつたとしても、なお十メートルの流速が生じてくるわけなんです。ところで、そのオープン水路ができてゐるわけですが、このワグが何もない。地元の人たちの子供がそこへ遊びに行つておつちの子供がもうすでにたくさんあるわけなんです。なかなか登り切れない。ましていわんや、流速の早い水が流れていたといふことになりませう。大へんなんです。そこで、先ほど公団側に尋ねてみますと、途中に二百メートルおきにて何かつかまるものを作つておきまして、サイフォン、すなわち暗渠水路のところへ行くと、すなわち網が張つてあります。こういふことであります。幼児がおつこつて二百メートル流されていたら死んでしまふ。そこへ落ちたときの危険防止はなるほど考えられてあるようでございますが、しかし、危険防止といふことは、おつこつてからの話ではなく、落ちないようには手当をするのがほんとうの危険防止でなければならぬ。特に、人家密集地帯においては、細いみぞでも当然何かある。木津、宮田の用水といへども、ササあるいはシバ、ときには桜を植えて、ふちにつかまれるようになつてゐる。ところが、今度の場合にはそれが行なわれていない。これで終わりでというお話です。そこで、先ほど聞いてみますと、公団側は、何とかこれは危険防止策を講じなければならぬ、こう言つておる。せめて木のさくでもいいから、こういふことでございます。農林省側へ行きますと、

さよふな予算はもうだんだんなくなつておりました。こういふ話なんです。一体池田内閣としてはこれはどうしたよろしゅうございませうか。官房長官にお願ひいたします。

○大平政府委員 先ほど加藤委員から御指摘がありましたように、愛知用水公団としてどういふ施設をやるかといふことは、当然農林省の負担に關係がございませう。農林省の負担に關係があるといふこともよりでございます。今御指摘がございませう。さういふものか、どの程度金のかかるものか、その負担がどういふ状況になるのか、さういふ点よく検討させていただきます。農林省にも御研究願ひいたします。

○加藤(清)委員 御研究だけでなくて、ぜひこの危険防止策は実行に移していただきたい。実施していただきたい。そのために予算が必要であるとすれば、これはしてもらいたい。もしそれをせずに、危険が発生した、子供がおつこちた、それで死亡するのが次々と現われてきたといふことになりませうと、これは、遺憾ながら、一騒動持ち上がつて、水をためてもらいたいという問題が起きかねまいと思つてございませう。ぜひ一つ、この際政府としては、農林省に予算がなければ、あるいは追加予算なり補正予算なりも組まれるやさきでございませうから、ちよつと今予算委員会が行なわれておるやさきでございませうから、今からでも決しておそくはないのですから、ぜひ一つお考へ願ひたい。それから、通水のとたんにそれがなければならぬといふ問題ではございませう。徐々に行

なつていったつて、これは決して悪いことじゃないのですから、これは一つ研究とかどうとかでなしにぜひ実行に移していただきたい。ほんとうに今日の政府に於いて危険を防止するという意図があるならばしてもらいたい。また、私は、公害とか被害を生じた場合にはその被害者に対して災害補償までしなければならぬといふこの通産関係法の精神からいひましても、これは当然のことながらついて回る影の形に添うものである。かように思つてございませうが、官房長官、いかがでありますか。

○大平政府委員 とくと考慮してみましよう。

○加藤(清)委員 実は、通産側に対して、工業用水の需要の見通しから、あるいはこの愛知用水に關して一体將來どのような希望を持つておられるか等々のことについていろいろ承りたいのでございませうが、あまり私の長談義で同僚議員に迷惑をかけてもいけませんし、官房長官もお急ぎのよりでございます。私、この質問はこの程度にとどめて、まとの質問はまた別の委員会に留保する、こういふことにはと思ひます。

最後に、ぜひお願ひしたいことは、せつかくこの世紀の大事業が九俣の功を一簣に欠かないように、ぜひ一つ、地元から、これはありがたい、それで愛知用水神社をという声が起こるべく、有終の美を發揮していただきたい、かようにお願ひを申し上げまして、質問を終ります。

○田口(長)委員長代理 丹羽兵助君。

○丹羽(兵)委員 ただいま同僚の加藤議員からいろいろお尋ねがございませ



て、この質問をお受けになり御答弁をなさった官房長官初め政府の皆様方は、立场上親切に御答弁していただけたと思いますし、また、加藤さんの質問自体が、地元でございますから、よく事情はわかっておるので、微に入り細にわたって、特に地元としての要望の向きを訴えられたものと私も考えるわけでありませう。

そこで、私は、官房長官に一言だけ申し上げておきたいのは、ただいま申し上げたように、質問をいたしますと、これだけ愛知県に大きな金を国が投資をして、もちろん地元負担も幾らかございますけれども、国としては十分な理解をして投資をし、それからまた、同僚の農林水産委員の皆様方も深い理解を持って、昭和三十年の七月にこの法案を御通過いただいたて、それからというものは、工事は非常に順序よく進んでおりまして、今日、この水が受けられる知多半島というものは、非常に変わって参りました。もちろん、欲を言えばどんな欲でも言えるわけで、四万円が高いだとか安いだとか、あるいは水道料金が云々だと言えればそれは切りがございませぬけれども、今まで水が全然なかつたところにこの水がちょっとだいでできるようになって、農民の喜びは、特に知多半島の先なんかの師崎近所に参りますと、年をとつたおばあさんが、御岳さんの水が飲めるのだ、木曾の御岳さんの水が来るのだということ、素朴なそういう方々は、どなたがお骨折りいただいたのか、どなたがこの案を立てていただいたかよく承知しておりませんが、この水が飲めるということをもって非常に喜びとしておるのであります。だから、今加藤さ

んの言われましたように、局部的に、高いとか安いとか、それは、農民から言えは、安くしていただければこんなありがたいことではない、幾らでも安くしてほしいのですけれども、それが今日の農民の割って割ってしんから出る腹の底の言葉ではなくて、一面、土地が非常に開けて、工場が来て地価が大へん上がつて、これも愛知用水のおかげだといふのでみんな喜んでゐるのです。だから、この点について、もっと大局的に考えるならば、四万円、五万円でもやむを得ませんが、どうか一つ、四万円、五万円が払えるような営農指導をしていただくことが必要だ、こう思ふのです。高い安いよりも、感謝の気持ちの表わせるような営農指導をやつていただくように力を入れていただきたい、こう思ひます。

それと同時に、もう一つ私の申し上げておきたいのは、今申し上げたように、きのうも申し上げたけれども、この水が木曾川から疏水されて非常な恩恵を受けた。このために非常な発展をした。一人として文句を言つてゐる人はないと言ひ得るくらいに地元は感謝しております。その上、特定土地改良区の関係で予算がつかぬからというので、いろいろなことを御研究いただいた上に、愛知県では豊川用水がこの公団法の改正によつてやつていただけける。それでまた豊川流域というものは愛知用水が受けた以上の非常なしあわせをもちようだいでできることになるので、それから、私どもはほんとうに喜んでおりますけれども、この喜びをひとり愛知県だけがもちようだいでせず、全国の特定土地改良区では予算がつかぬで困つてゐるところがたくさんあつて、

こういう工合に愛知用水のような切りかえのできる、豊川流域のようなありがたいところばかりではないのですから、全国の特定土地改良事業をなさつていらつしやる方面にも、これと同じような方法でなくても、こんなような方法で全国の農民が助かるような、もうかるような方法をやはり所得倍増でどうか一つ官房長官は考へていただきたい、こう思ふのです。私どもは、きのうあたりから文句ばかり言つておきまして、愛知県の連中は、こんな大きな金を政府が投じて現実こんな大きな恩恵を受けてやつてゐるのに何文句を言ひのだからいふふにさぞかし腹の中で思つていらつしやるのじゃないかと思ひますが、それは局部的なことを私はお願ひしておるだけなのでございませぬ。県民はあげて感謝しております。どうか一つ、予算がつかないからなんて言つておられる全国の特定土地改良区にも、こういうような方法が講じられなかつたならば、予算を官房長官は御努力願つて、私どもと同じようなしあわせが得られるように御配慮をお願いしたいと思います。その点努力していただければけっこうですから、努力願うように一つお願いして、感謝の言葉にかえます。

○大平政府委員 今丹羽委員から大へん真情のこもつた激励のお言葉をもちようだいでしまして、感激しております。私どもは、御指摘のように、愛知県だけではなく、全国の地域にわたつてこのようなことが大規模に展開されました、より高い所得効率を持つた職場が無限にできますように、渾身の努力を払いたいと存じております。

○田口(長)委員長代理 本日の連合審査会はこれにて散会いたします。  
午後五時三十一分散会

昭和三十六年五月二十一日印刷

昭和三十六年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局